

入 札 説 明 書

和田島太陽光発電所機械警備業務

I	入札説明書	(頁)	2	～	6
II	提出書類等一覧表		7		
III	入札書・委任状等		8	～	12
IV	契約書（案）		13	～	16
V	入札参加申請書		17		
VI	警備体制表		18	～	19
VII	仕様書に関する質問書		20		
VIII	誓約書		21		

徳島県企業局

I 入札説明書

この入札説明書は、本件業務に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
和田島太陽光発電所機械警備業務
- (2) 業務場所
徳島県小松島市和田島町字松田新田 1 6 5 番 2 1
和田島太陽光発電所
- (3) 業務の内容
仕様書のとおり
- (4) 委託業務期間
令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで
地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
ただし、令和 9 年度以降において当該金額に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除することができる。

2 入札に参加する者に必要な資格等について

- (1) 次の条件を全て満たす者であること。
 - ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和 5 6 年徳島県告示第 2 6 号）第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者のうち、「機械警備」の営業品目で登録されている者であること。
 - ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
 - エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - オ 警備業法第 4 0 条の規定による機械警備業務開始届出書が、徳島県公安委員会により受理されている者であること。
 - カ 警備対象に異常事態が発生したとき、2 5 分以内に警備員が到着できる待機所を有する者であること。
 - キ 3 に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。
 - ク 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードする。

なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

4 問い合わせ等について

(1) 問い合わせ先

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

徳島県企業局経営企画課 管財担当

電話番号 088-621-3250

ファクシミリ番号 088-621-2877

電子メールアドレス keieikikakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問い合わせについての受付期間

問い合わせについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。

ファクシミリについては別紙「Ⅶ 仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。

なお、期間については概ね入札参加申請書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

5 条件付き一般競争入札参加資格の審査について

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2（1）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限

令和8年9月10日（木）午後5時

イ 提出場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁8階

徳島県企業局経営企画課 管財担当

ウ 提出方法

直接持参

ただし、事前に申し出た場合は郵送により提出してもよい。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

6 入札手続等について

- (1) 入札及び開札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月17日（木）午後2時

イ 場所

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁6階 企業局会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参

- (2) 入札の方法等

ア 入札の方法

入札は「和田島太陽光発電所機械警備業務」の1箇月当たりの委託料で行う。

イ 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式（入札書）によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

(ア) 入札書には、入札金額、業務名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

(イ) 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

(ウ) 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「和田島太陽光発電所機械警備業務」の1箇月当たりの委託料に記載すること。

金額の見積りに当たっては、この入札説明書及び仕様書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(エ) 「業務名」及び「業務箇所」は、明確に記載すること。

(オ) 入札参加者は、入札業務、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

(カ) 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

a 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

b 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人である旨を表示の上、代理人の住所及び氏名を記載すること。

(キ) 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ウ 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再入札を行う。

再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再入札の回数は、1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再入札には参加させることができる。

再入札を執行しても、落札者がいないときは、この入札は打ち切るものとする。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ) 「業務名」及び「業務箇所」の記載のないもの又は記載を誤ったもの

(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(オ) 入札の年月日（日付）の記載のないもの又は記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ 郵便によりした入札

ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじをひかせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじをひかせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企業局経営企画課 管財担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「Ⅱ 提出書類等一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類等一覧表

1 入札参加申請書提出時

(1) 入札参加申請書（様式1） 1部

入札説明書「2 入札参加者に必要な資格等について」（1）の条件を満たす者であることを届け出る書面であること。

①機械警備業務開始届出書受理証 1部

②警備体制表 1部

(2) 誓約書 1部

徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であることを確認するため、記名の上、提出すること。

2 入札時

(1) 入札書及び封筒 1通

(2) 委任状（代理人が入札する場合） 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

3 再入札時

(1) 入札書及び封筒の予備 1通

入札書については、コピー等を行って、再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認が終わってから、入札を行うこと。

※入札書・委任状の記載については、別紙記載例で確認すること。

入 札 書

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
1 入札金額									

2 委託業務名 和田島太陽光発電所機械警備業務

3 委託業務箇所 徳島県小松島市和田島町字松田新田 1 6 5 番 2 1
和田島太陽光発電所

4 入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和 4 1 年徳島県企業管理規程第 5 号）により入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所

氏 名

徳島県企業局長 殿

本人が入札を行う場合

入 札 書

「¥マーク」を忘れないようにしてください。
(無い場合は無効)

1 入札金額

百	拾	万	千	百	拾	円

2 委託業務名

和田島太陽光発電所機械警備業務

3 委託業務箇所

徳島県小松島市和田島町字松田新田165番21
和田島太陽光発電所

4 入札保証金

免除

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないもの など

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和○年○月○日

県に登録済みの
住所・会社名を
記入してください。

住 所

徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社

氏 名

代表取締役 徳島 太郎

県に登録済みの
代表者役職・氏名を
記入してください。

徳島県企業局長 殿

代理人が入札を行う場合

入 札 書

「¥マーク」を忘れないようにしてください。
 (無い場合は無効)

1 入札金額

百	拾	万	千	百	拾	円

2 委託業務名

和田島太陽光発電所機械警備業務

3 委託業務箇所

徳島県小松島市和田島町字松田新田165番21
和田島太陽光発電所

4 入札保証金

免除

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないもの など

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）により入札します。

令和○年○月○日

県に登録済みの
住所・会社名を
記入してください。

住 所

徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社

県に登録済みの
代表者役職・氏名を
記入してください。

氏 名

代表取締役 徳島 太郎

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代 理 人

住所 ○○○○○○○○○○

氏名 阿波 次郎

代理人の住所・氏名は
委任状と同じ内容で
あること

徳島県企業局長 殿

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____ を代理人とし、

徳島県企業局が令和 年 月 日に執行する『和田島太陽光発電所機械警備業務』
の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和〇年〇月〇〇日

委 任 状

徳島県企業局長 殿

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし、
徳島県企業局が令和〇年〇月〇日に執行する『和田島太陽光発電所機械警備業務』の入札に
関する一切の権限を委任します。

委 託 契 約 書

徳島県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（1）委 託 業 務 名 和田島太陽光発電所機械警備業務

（2）委託業務の内容 別添仕様書とおり

（委託業務の処理）

第2条 受注者は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、発注者は、当該契約を変更又は解除することができる。

（委託料）

第4条 委託料は、月額金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）とする。ただし、解約した日が月の中途に係るときの委託料は、月額をその月の日数で除して得た額にその月に役務を提供した日数を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。なお、この金額には専用電話使用料及び保守に必要な経費を全て含むものとする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（警報装置の所有権等）

第6条 受注者が委託業務のため設置する警報装置及びこれに付帯する一切の設備は、受注者の所有とする。

2 受注者は、警報装置を常に正常かつ円滑に運用できるよう適宜保守点検しなければならない。

3 発注者は、警報装置の取扱いについて過誤のないよう注意するとともに、故障を発見したときは、すみやかに受注者に通知するものとする。

4 受注者が前項の通知を受けたときは、直ちに警報装置の点検補修を行い、その結果を発注者に連絡するものとする。

5 警報装置の補修又は交換に要する費用（経年劣化、保守の不備により生じた故障若しくは事故、保守工事若しくは不可抗力による故障、又は不法侵入者等犯罪行為による破損等の損害によるものを含む。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の故意又は重大な過失によって故障が生じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。

（警備業務の中断）

第7条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰したい理由により警備業務を続行することができなくなったときは、その事由を詳記して、速やかに発注者に報告し指示を受けるものとする。

（警備物件の変更）

第8条 発注者は、警備物件の増改築及び付帯する構造の機能変更等を行う場合は、当該増改築等を行う15日前までに速やかに受注者にその旨通知し、警備計画変更の検討を求めるものとし、受注者は、その結果を速やかに文書で発注者に回答し、了承を得るものとする。

2 発注者が行う増改築等の場合、機器設置の翌月から妥当と思われる委託料の額を発注者と受注者

とが協議のうえ、決定するものとする。ただし、契約金額内で対応できる場合は、この限りでない。

(損害賠償責任)

第9条 受注者は、受注者が設置した警報装置の機能が正常でない場合、警備計画書に定める義務を怠った場合等、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者又は発注者の職員に損害を生ぜしめた場合には、身体上の損害及び財産上の損害を合わせて1事故10億円を限度として、発注者又は発注者の職員に対し、損害賠償の責めに任ずるものとする。

2 受注者が、この契約に基づく警備の実施中に第三者に対し損害を与えた場合には、発注者は、第三者に対し直接損害賠償の責めに任ずるものとし、受注者の責めに帰すべき事由のあるときは、受注者はその補償として客観的に承認された損害額証明に基づき前項に定めた限度内の金額を発注者に支払うものとする。

3 発注者は、前2項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を受注者に通知しなければならない。

(委託業務の調査等)

第10条 発注者は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第11条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第12条 受注者は、毎月委託業務が完了したときは、速やかに発注者の指示する様式による委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(検査等)

第13条 発注者は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、受注者の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する検査の結果、発注者の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、受注者に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 受注者は、前項の補正を命じられたときは、発注者の指示により補正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第14条 受注者は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、発注者に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第15条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第16条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、受注者が売掛債権を譲渡した場合、発注者の受注者に対する弁済の効力は、徳島県企業局財務規程(昭和41年徳島県企業管理規程第5号)第33条第4項に基づき、徳島県企業出納員が出納取扱金融機関に小切手発行通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (2) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり発注者の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
 - (5) 契約条項に違反したとき。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において発注者に損害があるときは、発注者は、受注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来高部分のうち分割して承認しても利益があると発注者が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来高部分に相応する委託料を受注者に支払うものとする。
- 4 受注者は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、発注者に請求できないものとする。
- 5 本契約が終了したときは、受注者は、契約終了の理由の如何を問わず、発注者が指定する期限内に、自らの負担において警報装置及びこれに付帯する一切の設備を撤去しなければならない。
- （秘密の保持）
- 第18条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- （個人情報の保護）
- 第19条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- （管轄裁判所）
- 第20条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。
- （疑義等の決定）
- 第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、契約書に代えて契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

発注者 徳島県
徳島県企業局長 勝間 基彦

受注者 ○○○○

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、発注者が承諾したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第8条 受注者は、この契約による事務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10条 発注者は、受注者及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

様式 1

入札参加申請書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

当社は、令和8年9月17日に実施される「和田島太陽光発電所機械警備業務」の入札に参加します。

現時点において、次のすべての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者のうち、「機械警備」の営業品目で登録されている者であること。
- (3) (2)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務開始届出書が、徳島県公安委員会により受理されている者であること。
- (6) 警備対象に異常事態が発生したとき、25分以内に警備員が到着できる待機所を有する者であること。

警 備 体 制 表

徳島県企業局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

対象施設の待機場所は、次のとおりです。

名称	所在地	距離	時間	備考

(記 入 例)
警 備 体 制 表

徳島県企業局長 殿

住 所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
商 号 又 は 名 称 徳島県庁株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 徳島太郎

対象施設の待機場所は、次のとおりです。

名称	所在地	距離	時間	備考
〇〇待機所	徳島市万代町 1 丁目 1 番地	0. 5 km	5 分	

仕 様 書 に 関 す る 質 問 書

令和 年 月 日

業務名： 和田島太陽光発電所機械警備業務

住所

商号又は名称

担当者名

電話番号

ファクシミリ

E - m a i l

質問項目	
内 容	

誓 約 書

令和 年 月 日

徳島県企業局長 殿

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

私は、徳島県企業局が発注する物品の購入等に係る一般競争入札（指名競争入札）に参加するにあたり、次に該当しないことを誓約いたします。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。

また、参加資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認いたします。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

◎暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の例

- 1 暴力団員が有資格者等の経営に事実上参加していると認められるとき。
- 2 有資格者等及びその役員、使用人が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- 3 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。
- 4 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- 5 有資格者等及びその役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。